

【資料4】

令和4年度 丹波市人権施策推進状況報告

令和5年 月

丹波市まちづくり部人権啓発センター

目 次

I はじめに	1
II 人権課題ごとの推進状況	2
1 同和問題（部落差別）	2
2 女性の人権	6
3 子ども・若者の人権	10
4 高齢者の人権	16
5 障がいのある人の人権	19
6 外国人の人権	22
7 インターネットによる人権侵害	25
8 性的マイノリティの人権	27
9 その他の人権課題	29
10 人権全般	33

I はじめに

本市では、平成18年10月に人権尊重のまちづくりをすすめるため、人権施策推進の基本的な考え方や人権施策の方向を示した「丹波市人権施策基本方針」を策定しました。その後、平成27年3月に「第2次丹波市人権施策基本方針」を策定、令和4年3月に「第3次丹波市人権施策基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定しました。

基本方針では、人権尊重の理念に基づき、人権課題の解決に向けた「施策の方向性」を示しており、この方向性に沿った施策の推進状況を管理することで、今後の人権施策の充実を図ることとしております。

本書は、基本方針に基づくもので、令和4年度の人権施策の推進状況を公表するものです。基本方針に記載の「第4章人権課題への取組」における「施策の方向性」に沿った主な取組を中心に取り上げ、とりまとめています。

【記載の概要】

2 女性の人権			
(1) 男女共同参画の視点に立った意識改革と性別役割分担意識の解消			
施策の方向性	①固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、固定観念が根強く残っていることから、あらゆる機会を通じて、ジェンダー問題の理解を深める教育・啓発を推進し、ジェンダー平等の実現に取り組めます。		
	②丹波市男女共同参画センターを拠点施設とし、社会的な課題を捉えた各種講座の実施や、情報提供、啓発、相談、交流の場を提供します		
	令和4年度 主な取組	課題	今後の取組・方向性
	【人権啓発センター】 ①②第4次丹波市男女共同参画計画を策定し、「一人ひとりが個性と持てる力を発揮できるジェンダー平等のまち」をめざすまちの姿に掲げた。 ①②市民、事業者向けに男女共同参画センターだよりを年に3回（5月・9月・1月）発行し、男女共同参画に関する情報を発信した。 ①②男女共同参画センターを中心に、男女共同参画の意識を高めるために、講演会（1回）や推進員研修会（2回）、基礎講座（3回）を開催した。様々なテーマで講座を開催したことで、参加者の幅が広がった。	固定的な性別役割分担に反対と考える市民の割合は、60%程度であり、全ての市民意識を変えるには、まだまだ時間を要する。 啓発事業や情報発信に工夫を加え、様々な機会を通して、市民一人ひとりの意識を高めていくことが必要である。	あらゆる世代に対し、様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動を行う。 市民のニーズに対応した講座等を開催する。 地域の学習会に職員が出向く出前講座を開催する。
	「施策の方向性」に沿った令和4年度の主な取組を記載しています。 各取組項目の初めに記載の数値①、②・・・は、「施策の方向性」の附番①、②・・・に対応しています。	取組結果から判明した課題を記載しています。	課題を踏まえ、令和5年度以降の取組方法と方向性を記載しています。

Ⅱ 人権課題ごとの推進状況

1 同和問題（部落差別）

（1）人権教育・啓発の推進

施策の方向性	①学校教育では、これまで培ってきた同和教育の成果を生かしつつ、同和問題（部落差別）について理解を深める学習を行うとともに、互いを認め合い共に生きる共生社会の実現に主体的に取り組む実践力の育成を図ります。また、教職員が同和教育、人権尊重の理念について認識を深め、人権感覚を十分身に付けるための研修を実施するとともに、児童生徒への人権教育の充実に向け、指導内容の工夫改善を図ります。		
	②社会教育においては、市民一人ひとりが同和問題（部落差別）を自らの問題として認識し、人権感覚を磨くことができるよう、学習機会の充実や学習資料の工夫に努めます。		
	③「部落差別解消推進法」の趣旨や内容について、あらゆる場を通じて、市民に広く周知します。		
	④広く市民の人権意識の高揚を図るため、広報紙やホームページ、パネル等を活用した啓発を実施するとともに、講演会や研修会の開催など同和問題（部落差別）への正しい認識と理解を深めるための教育・啓発を関連機関と連携して取り組みます。		
	⑤市職員が同和問題（部落差別）の正しい理解と認識を深め、自らのこととして主体的に行動できるよう、研修を実施します。		
令和4年度 主な取組		課題	今後の取組・方向性
【学校教育課】 ①初任、2年次、3年次研修該当者及び希望者を対象とした、丹波市人権教育研修会を実施した。市内で同和教育に熱心に取り組まれている教員OBによる講義や、実践豊富な先輩として教員8名をアドバイザーとしたグループ協議を行うことにより、若手教員が自身の在り方を振り返り、不安や疑問、課題なども出し合う中で、人権課題への理解や実践についての学びを深める機会となった。終了後のアンケートでは、参加者全員が「今後の教育活動にいかせる情報を得ることができた」と回答した。		若手教員の現状や課題を把握し同和問題（部落差別）をはじめとする人権課題への理解を深めるとともに、自分事と捉え、教員としての人権感覚を醸成していく必要がある。	同和問題（部落差別）への理解を深めるとともに、自分事と捉え、教員としての人権感覚を醸成できるよう、実践豊富な講師の招へいや、思いを出し合い、学び合えるようなグループ協議を含む研修を実施する。 これまでに実施した人権意識調査やアンケートから若手教員の現状や課題を把握する。
①6年生対象の地域別小学校人権交流会を実施した。各地域において対面やオンラインなど、感染対策を含めた実施方法を検討し、学習テーマに基づき、講話後の分散会や感想交流、事前学習を伴う発表、中学校と連携した意見交流など、工夫ある取組ができた。		小学校人権交流会の取組を検証し、地域間格差を生じさせることがないように、小・小連携の充実を図る。	小学校人権交流会の取組について、各地域間においてもその内容が共有できるよう周知を行い、人権課題の解決に向けて児童が主体となった工夫ある小・小連携の充実に向けて取組をすすめる。

【人権啓発センター】 ②④隣保館事業として、人権歴史講座（３回）やじんけんセミナー（４回）をフィールドワークも取り入れ開催し、広く市民が同和問題（部落差別）について学ぶことができた。 FＭラジオ放送の番組「あなたに寄り添う心のハーモニー」や市広報紙のコラム「じんけんのとびら」を活用し、同和問題（部落差別）を身近に捉えてもらうことができるよう啓発を行った。 ③各種講座や研修会において「部落差別解消推進法」のチラシを配布し、法の周知を行った。	講座の内容・講師の選定、人権講座の市職員・教職員への周知、人権啓発センターや隣保館所有の教材（ＤＶＤ）の活用の周知など、今ある事業に工夫を加えて取り組んでいるが、より多くの市民に関心をもってもらう工夫と内容の充実が必要である。	同和問題（部落差別）への正しい理解の促進と差別意識解消に向けて、継続して効果的な人権教育・啓発に取り組み、内容を充実させる。
【職員課】 ⑤「人権・同和問題」をテーマとした研修を、各課において年１回以上必ず行う「必須研修」として位置付けて実施した。 ⑤団体が開催する集会等に参加した。 部落解放研究全国集会 兵庫県人権教育研究大会丹波地区大会 兵庫県人権教育研究大会中央大会 ⑤市や団体等が実施する講演会や研修会に自主研修として参加した。	令和元年度に実施された人権に関する職員アンケートの結果では、「同和地区や同じ小学校区にある住宅購入・賃貸について」の忌避意識について、市民意識調査の結果よりは低いものの、約１割の職員が避けると回答している。 忌避する基準は、職員自身の中にある基準と間違った部落問題認識によって生まれていることについて、職員自身が理解できていない傾向にある。 忌避意識への取組として、正しい部落問題認識を徹底させるため、更なる研修が必要である。	人権・同和問題研修のうち「同和問題」をテーマとした研修を当面の間、必須研修として実施する。 人権啓発センターと連携し、他自治体の同和問題研修の取組について調査研究する等研修内容を充実させる。 引き続き、各種団体による研究大会に参加し、行政職員として、主体的に行動できるよう研修を深める。

(2) 隣保館における活動の推進		
施策の方向性	①隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点として、生活上の相談や人権にかかわる相談などの各種相談に応じたり、人権課題解決のための各種事業を総合的に行ったりする社会福祉施設です。今後も、同和問題（部落差別）の解決に向け、啓発事業や地域交流事業の開催、相談・支援活動の充実に取り組めます。	
令和4年度 主な取組	課題	今後の取組・方向性
【人権啓発センター】 ①隣保館は、市内に3館設置しており、同和問題（部落差別）の解消に向け、啓発事業や相談事業、地域交流事業などに取り組んだ。 ①住民の人権や生活上の様々な相談を受ける生活総合相談を開催した。（相談件数50件） ①部落史の時系列的な理解をさらに深めるための講座として人権歴史講座を開催し（3回、参加者81人）、参加者の理解度97%と満足のいく内容となった。また、じんけんセミナー（4回、参加者158人）についても、同和問題、ひきこもり、子どもなどのテーマを取り上げ、参加者の理解度97%と高い評価であった。 ①地域住民相互の交流・促進を図り、人権意識を高めながらあらゆる差別の解消をめざし、地域交流事業（剪定教室や料理教室など）を開催した。（5回、参加者103人） ①市内の小学5・6年生及び中学生を対象に人権に関する標語を募集し、優秀な作品について表彰を行うとともに（応募作品235作品）、商業施設で応募作品のパネル展を行い、周知啓発した。	正しい理解と認識が進む一方で、偏見・差別意識は依然として残っている。 隣保館の認知度が低く、隣保館の貸館利用者や各種講座等の参加者が固定化している。	隣保館の認知度をより高め、地域住民のみならず、より多くの市民に利用される開かれた隣保館をめざし、周知、広報していく。 他の関係機関等とも連携を図り、市民に寄り添う相談窓口として支援の充実に取り組む。 同和問題（部落差別）をはじめ、様々な人権課題について理解を深め、解決につなげるように講座等を実施していく。

(3) 同和問題(部落差別)をめぐる差別事象等への対応		
施策の方向性	①同和問題(部落差別)に関する差別事象を理由とする人権侵害に対する相談については、法務局などの関係機関と連携を図り、迅速な対応に努めます。	
	②悪質な差別的な書き込みの防止を図るため、県内市町と情報の共有や連携を図りながら、「インターネットモニタリング」を実施するとともに、インターネットによる人権侵害の防止に向けた教育・啓発を推進します。	
	③差別や身元調査につながる戸籍謄本等の不正取得の防止を図るため、本人通知制度の周知を図ります。	
令和4年度 主な取組		今後の取組・方向性
【人権啓発センター】 ①住民の人権や生活上の様々な相談を受ける生活総合相談を開催し、必要に応じて関係機関と連携しながら、適切な助言を行った。(相談件数50件、内人権に関わる相談20件) ②インターネットモニタリングについては、「丹波市インターネットモニタリングマニュアル」に基づき、差別を助長する書き込みを監視し、発見した場合、掲示板管理人等に削除要請を行った。 ②県内各市町で構成する人権担当者会議において、各サイトへの削除要請の方法や削除要請の判断基準などについて情報交換を行った。また、兵庫県人権啓発協会や先進的な取組を行っている尼崎市と情報交換を行った。 ②インターネットによる人権侵害の相談窓口について、市のホームページで周知広報した。		相談を受けた際には、引き続き関係機関と連携を図り、迅速な対応を行う。 マニュアルに基づき、今後も差別的な書き込みの監視、削除の要請を続けていく。また、国、県や他市町の動向を確認しながら、効果的な取組について検討する。
③本人通知制度について、人権講演会や研修会において制度周知のチラシを配布した。		制度周知を行い、登録者の増加に努める必要がある。 講演会や学習会などにおいて、制度の説明を行う。また、広報紙などでも、制度について周知を図る。
【市民課】 ③戸籍謄本等の不正請求の抑止及び不正取得による個人の権利侵害の防止を図るため、証明書用窓口封筒(市民課、税務課、各支所において使用)への制度掲載、市広報紙への掲載(12月号)、市ホームページへの掲載(制度、申請書様式を含む)を行い、本人通知制度の周知に努めた。 令和4年度においては、24件の新規登録があり、総登録数は870件となった。		引き続き、市広報紙、ホームページへの掲載や窓口封筒への制度掲載を継続し、市民の目に触れる機会を増やす。 制度周知の強化期間を設けたうえで、制度に係るチラシを作成し、証明窓口において積極的に配布するなど制度周知を図る取組を強化する。

2 女性の人権

(1) 男女共同参画の視点に立った意識改革と性別役割分担意識の解消

施策の方向性	①固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、固定観念が根強く残っていることから、あらゆる機会を通じて、ジェンダー問題の理解を深める教育・啓発を推進し、ジェンダー平等の実現に取り組めます。		
	②丹波市男女共同参画センターを拠点施設とし、社会的な課題を捉えた各種講座の実施や、情報提供、啓発、相談、交流の場を提供します		
令和4年度 主な取組		課題	今後の取組・方向性
【人権啓発センター】 ①②第4次丹波市男女共同参画計画を策定し、「一人ひとりが個性と持てる力を発揮できるジェンダー平等のまち」をめざすまちの姿に掲げた。 ①②市民、事業者向けに男女共同参画センターだよりを年に3回（5月・9月・1月）発行し、男女共同参画に関する情報を発信した。 ①②男女共同参画センターを中心に、男女共同参画の意識を高めるために、講演会（1回）や推進員研修会（2回）、基礎講座（3回）を開催した。様々なテーマで講座を開催したことで、参加者の幅が広がった。		固定的な性別役割分担に反対と考える市民の割合は、60%程度であり、全ての市民意識を変えるには、まだまだ時間を要する。 啓発事業や情報発信に工夫を加え、様々な機会を通して、市民一人ひとりの意識を高めていくことが必要である。	あらゆる世代に対し、様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動を行う。 市民のニーズに対応した講座等を開催する。 地域の学習会に職員が出向く出前講座を開催する。

(2) あらゆる分野での女性の活躍

施策の方向性	①政策・方針決定過程への女性の参画や地域において女性の視点が活かされる取組などを推進するとともに、あらゆる機会・媒体を活用し、広報・啓発に努めます。		
	②女性が自らの意思に基づき働き方が選択できるよう、就業継続に必要な情報提供や、再就職や起業等をめざす女性に対する支援などに取り組めます。		
令和4年度 主な取組		課題	今後の取組・方向性
【人権啓発センター】 ①市の審議会等における女性委員登用を35%にするという目標を掲げて、全庁あげての取組を行った。 ①男女共同参画センターだよりにおいて、女性が参画して自治会事業を行った事例を取り上げた。 ②女性のための働き方セミナー（3回）やチャレンジ相談（3回）を実施し、就労に関する意識づけを行った。		女性委員の登用割合が29.6%と目標達成には至っていない。 男性だけでなく、女性をはじめとする多様な参画による地域づくりをすすめることの必要性が浸透していない。	女性委員の登用割合を35%、女性委員の登用がない審議会を0にするため、女性委員の登用の意義を伝えるとともに、目標達成に向けた取組を行う。 地域活動に多様な主体の参画を促すための広報を行う。

【商工振興課】 ②職場における女性の活躍を推進するための社内研修、次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画の策定、就業規則の作成又は改定に係る費用の一部の支援を行った。（27事業所） ②国が実施する仕事と家庭の両立支援等助成金の上乗せ助成及び当該助成金の申請のための社会保険労務士等への委託料の一部の支援を行った。（1事業所） ②女性従業員の資格取得やスキルアップのための教育訓練に要する費用の一部の支援を行った。（2事業所） ②丹（まごころ）ワークサポートたんばにおいて、子育てしながら働きやすい事業所の求人情報に特化して、就業継続に必要な情報の提供を行った。	国の両立支援等助成金制度を知らない事業所も多い上、手続きのハードルが高いため、地道で継続した支援が必要である。	リーフレットやチラシ等を作成し、ホームページや広報紙で周知する、または個別に事業所に配布して周知するなど方法を工夫し、制度の周知と活用促進に努める。 現状では制度を活用できない事業所（補助要綱上、補助対象としない事業者）が活用できるよう検討を重ねる。
--	--	---

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向性	①誰もが自らの希望に応じて多様な生き方や働き方が選択でき、仕事と家庭や地域生活との両立ができるよう、労働者や事業主に対する意識啓発に努めるとともに、働きやすい職場環境づくりが実施されるよう取り組みます。		
令和4年度 主な取組		課題	今後の取組・方向性
【商工振興課】 ①職場における女性の活躍を推進のための社内研修、次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画の策定、就業規則の作成又は改定に係る費用の一部の支援を行った。（27事業所） ①国が実施する仕事と家庭の両立支援等助成金の上乗せ助成及び当該助成金の申請のための社会保険労務士等への委託料の一部の支援を行った。（1事業所） ①市内事業所への聞き取り調査及び従業員を10人以上雇用する市内事業所に対し、働きやすい労働環境に対するアンケートを実施した。		市内事業所への聞き取り調査及びアンケート結果等を踏まえると、仕事を継続しながら家庭と仕事を両立させるには、気兼ねなく休暇を取得できる環境の整備が必要である。	
【人権啓発センター】 ①産後パパ育休の広報や女性のための働き方セミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランスについて考える機会を提供した。		ワーク・ライフ・バランスが進んでいると考える市民の割合が、46.9%であり、仕事と家庭や地域生活の両立について考える必要がある。	
			令和5年度に「子の看護」や「妊婦健診」にかかる休暇取得に対する奨励策を創設する。さらに、仕事と家庭の両立のためには、必要な時に必要な休暇が取得できる柔軟な働き方を推進する施策を検討する。 ワーク・ライフ・バランスについて考えるための広報を行う。また、講座等を開催する。

(4) あらゆる暴力の防止と根絶		
施策の方向性	①DVや各種ハラスメントなど人権を侵害する行為を根絶するため、これらの行為は人権侵害であることを周知する広報・啓発を強化します。	
	②あらゆる場・機会を通じ、DVに関する正しい認識・理解を深めるための着実な教育・啓発活動を推進します。また、若者を対象としたデートDVに関する教育を強化します。	
	③丹波市DV相談支援センターを拠点に、相談窓口を周知するとともに、庁内関係課のほか、多様な関係機関と連携し、相談支援体制を強化させ、被害者の緊急保護や自立に向けた必要な支援体制の充実を図ります。	
令和4年度 主な取組		今後の取組・方向性
【DV相談支援センター】 ①②市広報紙12月号、3月号でDVに関する理解と認識を深め、DVは重大な人権侵害であるという内容を周知した。 ①FM805の番組「たんばの福祉」において、10月にはDV防止及びパープルリボン運動（女性に対する暴力をなくす運動）について、1月には第3次DV対策基本計画策定時に行った市民アンケートから見た現状と課題や相談窓口の周知を行った。 ①②11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、人権啓発センターと協働して、デートDVに関する情報を市内の高等学校に提供した。また、市内の商業施設（3店舗）で、相談窓口の連絡先を記載した啓発グッズを配布する街頭普及啓発を行った。		引き続き人権啓発センターと連携・協働して継続した周知・啓発を行うとともに、より多くの市民の目に留まりやすい情報提供の仕方を工夫する。 ホームページの掲載内容を再確認し、分かりやすく、相談しやすいと思われる掲載内容に更新する。 DV相談窓口の周知・啓発ステッカーを各庁舎や住民センター、女子トイレに設置する。また、市内の商業施設や事業所、商工会にリーフレットやステッカーの配布及び設置を依頼し、DV相談窓口の認知度向上に努める。
③DV対策庁内連携会議を3回開催し、情報管理の徹底、被害者対応に関する連携体制及び職員のDVに対する認識を深めるための研修を行った。 ③DV対策推進委員会を4回開催し、DVに苦しむ人が被害に気づき、安心して相談できる相談窓口の周知・啓発、被害者が安全な場所で、課題解決や自立ができる支援体制について協議した。		緊急時の安全確保、法律的な相談及び生活再建に向けた支援を図るため、庁内関係課のほか、DV対策関係機関や団体との連携・協力体制の強化が必要である。
【人権啓発センター】 ①女性の健康とDV防止に向けた講座を開催した。 ①11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、パープルリボンツリーの展示、商業施設のライトアップ、関連図書の展示を行った。 ①広報紙やFM805において、DVやハラスメント防止の広報を行った。 ③男女共同参画センターだよりで、DV相談窓口の周知を行った。		暴力の防止のみならず、暴力を受けている被害者が相談してよいと気づくことができる、また、周囲の人が暴力に気づき助けることができるよう啓発を行う。
【健康課】 ②市内中学校6校で性教育を実施した際、デートDVについても説明、啓発した。具体的に考えられるようグループワークも取り入れた。		学校からの依頼により実施しているため、市内全ての中学校での実施ではない。 性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差等により、暴力が行われることがないよう、DVやデートDV防止に関する啓発を行う。

(5) 誰もが安心して暮らせる地域社会の実現		
施策の方向性	①女性の悩みは、女性が社会的におかれる立場と深く関係しており、男女共同参画の視点から、様々な困難を抱える女性が孤立しないよう相談体制をはじめ、各種支援の充実を図ります。	
	②生涯にわたって心身ともに健康な生活が送れるよう、健康に対する知識や情報提供、疾病予防など包括的に取り組みます。	
令和4年度 主な取組		今後の取組・方向性
【人権啓発センター】 ①女性のための悩み相談を年間15回開催した。(1回×3人) ①女性同士が緩やかにつながり、自分らしい暮らし方や生き方を見つけるための居場所を年間6回開いた。 ①生理用品が必要な女性の負担を軽くするために、生理用品を無償配布するとともに、各種相談窓口を周知した。また、必要に応じて相談窓口につないだ。		女性のおかれる社会的な立場などから悩みを抱えている女性がいるため、安心して相談できる場所や自分らしい生き方を考える場所が必要である。 情報が届きにくい人への伝え方を検討する必要がある。
②女性の健康(リプロダクティブ・ヘルス・ライツ)についての講座を開催した。		男女の身体的な違いを理解し、ライフステージに応じた身体的な変化や病気のリスクを十分に理解する必要がある。
【健康課】 ②妊産婦期・乳幼児期から高齢期までライフステージに応じて健康相談、健康教育を実施し、健康に関する知識の普及、実践に向けて支援した。また、広報紙やホームページを活用し、より多くの方に健康相談、健康教育の周知をした。 ②特定健診・後期高齢者健診やがん検診についてもあらゆる機会に周知し、巡回健診、医療機関健診(ミルネ健診センター・市内医療機関)において1年を通して受けやすい体制づくりに努めた。		健康に関心がある方は健康相談や健康教室、健診を利用されているが、希望しない方や関心があっても取り組むことが難しい方への働きかけが必要である。 各種事業について、新たに公式アプリ(フェイスブック・ライン)を用いて広く周知をする。 健康に対する知識や情報提供等、健康教育のツールとしても広報紙やホームページの他に、公式アプリを用いて情報発信し、より多くの方が簡単に健康情報にアクセスできるようにする。

3 子ども・若者の人権

(1) 子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進

施策の方向性	①児童福祉の理念の周知と子どもを取り巻く様々な問題に対する関心を高めるための啓発活動と、子どもの人権を尊重する意識が高揚する啓発を推進します。そして、子どもの人権を尊重し、子どもたちが成長段階や個々の状況に応じた支援を通じ、心身ともに健やかに育ち、生きる力をはぐくみ、自立することができるよう、市民や地域、関係団体、事業所などと行政が連携し、子どもの育ちを社会全体で支えていきます。		
	②学校教育では、偏見や差別、いじめを許さない意識や実践力の育成をめざし、児童生徒が主体となる取組をすすめます。		
	③家庭教育は全ての教育の出発点であるということを踏まえ、地域の多様な主体が連携・協力し、親子の育ちを応援したり、親と子、親同士が学びあったり、分かち合ったり、つながりあう家庭教育支援に取り組み、家庭・地域の教育力の向上を図ります。		
	④子どもにかかわる問題の解決に向け、教職員、保育教諭及び保育従事者などの資質の向上を図る研修を推進します。		
令和4年度 主な取組		課題	今後の取組・方向性
【子育て支援課】 ①③子育て学習センターや児童館において、いつでも相談できることで、子育てに関する不安を抱える保護者を支援した。 ①③子育て学習センターや児童館において、年間を通じて保護者や子どもを対象とした事業を展開した。 ①③子育て中の保護者とその子どもの仲間づくりを行うサークルに対し補助金を交付した。自主的な活動を通して子どもや保護者同士のつながりや、保護者自身の親としての役割を学ぶ機会となった。		子育て学習センターと児童館は、共同事業を検討し展開していく必要がある。 児童館は、小学校高学年や中高生を対象とした事業を検討していく必要がある。	子育て学習センターと児童館が事業連携をさらにすすめる、共同での事業開催や施設利用など、効率的かつ充実した事業展開ができるよう検討する。
【社会福祉課】 ①家庭児童相談員による養育相談、母子父子自立支援員によるひとり親に対する就労支援を行うとともに、福祉資金貸付等による経済支援など、ケースに応じた子育て支援を行った。		支援を求める声をあげられない子育て家庭に対する周知の機会が限られている。	関係機関と緊密な情報の共有と連携を図ることにより、支援を求める声や些細な気づきを逃さないように、また、支援の必要な子育て家庭に対して、子どもの意見や意思を確認したうえで、子どもの視点に <u>立った</u> 対応となるように、適切な見守りや支援方策を検討する。

【人権啓発センター】 ①広報たんばや人権啓発ラジオ番組「あなたに寄り添う心のハーモニー」で、子どもの人権や子どもの権利条約について啓発し、子どもの人権尊重について理解を促した。 ①“学校にいけない子の人権を考える”をテーマに子どもの人権について考えるじんけんセミナーを開催した。 ①ヤングケアラーをテーマとした人権学習用DVD「夕焼け」を幅広く貸出し、住民人権学習等で利用してもらうことで、子どもの人権に対する理解促進を図った。	子どもの権利条約について理解を深め、子どもの人権について意識を高める取組を続ける必要がある。	引き続き、広報紙やラジオ番組、ホームページ等を通じて、周知・啓発を行うとともに、子どもの人権について、理解を深める取組を行う。
【学校教育課】 ②6年生対象の地域別小学校人権交流会を実施した。各地域において対面やオンラインなど、感染対策を含めた実施方法を検討し、学習テーマに基づき、講話後の分散会や感想交流、事前学習を伴う発表、中学校と連携した意見交流など、工夫ある取組ができた。	小学校人権交流会の取組を検証し、地域間格差を生じさせることがないように、小・小連携の充実を図る必要がある。	小学校人権交流会の取組について、各地域間においてもその内容が共有できるよう周知を行い、人権課題の解決に向けて児童が主体となった工夫ある小・小連携の充実に向けた取組をすすめる。
④初任、2年次、3年次研修該当者及び希望者を対象とした、丹波市人権教育研修会を実施した。市内で同和教育に熱心に取り組まれている教員OBによる講義や、実践豊富な先輩として教員8名をアドバイザーとしたグループ協議を行うことにより、若手教員が自身の在り方を振り返り、不安や疑問、課題なども出し合う中で、人権課題への理解や実践についての学びを深める機会となった。終了後のアンケートでは、参加者全員が「今後の教育活動にいかせる情報を得ることができた」と回答した。	若手教員の現状や課題を把握し同和教育をはじめとする人権課題への理解を深めるとともに、自分事と捉え、教員としての人権感覚を醸成する取組が必要である。	同和教育への理解を深めるとともに、自分事と捉え、教員としての人権感覚を醸成できるよう、実践豊富な講師の招へいや、思いを出し合い、学び合えるようなグループ協議を含む研修を実施する。 これまでに実施した人権意識調査やアンケートから若手教員の現状や課題を把握する。
④教職員及び保育教諭を対象に、キャリアステージに応じた研修を実施し、子どもたちを取り巻く現代的な課題対応をはじめ、個々の指導力向上を目指した研修を実施することができた。	令和4年12月に改訂された生徒指導提要の理解を深め、子どもたち一人ひとりの人権を大切にしたい生徒指導力の向上や子どもたちが主体となり自己指導能力を高めていくことができる教育活動の実践力を高める取組が必要である。 子どもの人権を尊重する保育実践をめざし、より望ましいかかわりへの意識向上を図る必要がある。	改訂された生徒指導提要の理解を深めるために、研修動画を作成し、全教職員が自主的に学びを深めることができる体制を整備する。 人権擁護の観点を踏まえ、日々のかかわりを振り返る園内研修等の充実を図る。
【社会教育・文化財課】 ③各家庭でのルールづくり等、家庭教育について考えるきっかけとするため、丹波市PTA連合会と連携し、各学校のPTA会員を対象にICT活用に関する研修会を実施した。	PTAと連携した取り組みに加えて、地域全体で子どもを育む機運を高めるよう地域へのアプローチを行い、家庭・地域の教育力の向上を図る必要がある。	保護者と子どもの学びや育ちを支援するため、引き続き家庭教育に関する研修を実施するとともに、地域全体で子どもを育むため、地域住民や地域組織等に地域学校協働活動の取組へのかかわりを促す。

(2) 児童虐待の予防及び早期発見のためのネットワークの充実			
施策の方向性	①児童虐待等子どもをめぐる様々な問題について、早期発見や早期対応に向け、行政、地域、教育機関等の関係機関（要保護児童対策地域協議会）が連携し、適切な対応が実施できる体制の充実を図ります。		
	令和4年度 主な取組	課題	今後の取組・方向性
	【社会福祉課】 ①要保護児童対策地域協議会を構成する関係支援機関との連携を強化するため、要保護児童に係る事例の委員間共有及び気になる家庭への対応についての研修を行い、児童虐待の発生防止、早期発見に取り組んだ。	児童虐待は、家庭内で起こることから発見が遅くなる傾向があるので、児童や家庭における少しの変化に気づき、見守る必要がある。	ケースが重篤化する前に早期発見できるように、健康課、学校、こども園、民生委員などの関係支援機関と連携の重要性を共有し、部署間で共通使用可能な「つなぐシート」でもって情報共有を行う。
(3) いじめ、暴力行為、不登校等への対応			
施策の方向性	①いじめの加害者や傍観者にならないための取組を充実させるとともに、教職員、保護者、地域住民が一体となり、市民全体でいじめ・暴力をなくそうとする意識の醸成を図ります。		
	②児童生徒や保護者、教職員が、不登校やいじめ、子育て、児童生徒の指導等、様々な内容について関係機関と相互に連携しながら対応できるように、丹波市立教育支援センター「レインボー」での相談・支援活動の充実を図ります。		
	令和4年度 主な取組	課題	今後の取組・方向性
	【学校教育課】 ①②全小・中学校の教員を対象にした学級経営研修会を実施し、「いじめを起こさせない学級経営」、「丹波市の不登校の現状と早期対応」についての講話を聴き、すべての子どもが安心して学べる「絆づくり」、「居場所づくり」、「信頼づくり」や「あたたかい人間関係づくり」について学ぶことができた。 ①②各中学校代表生徒によるいじめ・暴力防止市民フォーラム実行委員会を3回実施し、児童生徒が主体となっていじめ・暴力をなくそうとする意識を醸成するためのフォーラム内容を協議することができた。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止により市民フォーラムは中止とした。	保護者や地域住民を巻き込んだ「いじめ・暴力防止市民フォーラム」は、新型コロナウイルス感染拡大防止により3年間中止となった。中止することにより各学校でのいじめ・暴力防止に向けた児童生徒の主体的な活動や取組意識が減退していくことがないよう、社会情勢に応じて工夫した取組の充実を図っていく必要がある。	教職員、保護者、地域住民が一体となった「いじめ・暴力防止市民フォーラム」については見直しを行い、各学校がこれまでの取組の成果を踏まえ、主体的・協働的にいじめ・暴力をなくそうとする取組を展開しながら、地域へ発信していくことができるようにしていく。 児童生徒が主体となった活動となるように、中学生の代表者による実行委員会を組織し、実行委員会からの問題提起により市内全小・中学校が共通の話題を踏まえた主体的取組をすすめていくことができるようにする。

(4) 子どもの貧困対策等、困難な問題を抱える子ども・家庭への取組			
施策の方向性	①子どもの抱える問題が深刻化する前に、早期発見・早期対応に努め、幅広い分野での取組を総合的にすすめていくために、庁内関係課による連携体制を強化するとともに、対応する相談機能等の充実を図ります。		
令和4年度 主な取組		課題	今後の取組・方向性
【社会福祉課】 ①スクールソーシャルワーカー等と連携し子どもや家庭が抱える問題の早期発見・早期対応に取り組んだ。 ①市の委託先である子ども・若者サポートセンターによる相談支援やセミナーを開催した。 （臨床心理士による相談支援：3回/週、出張相談：4日/月、セミナー：年間51回） ①ひとり親の就労相談会を開催した。（4回） ①生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援、就労支援を実施した。（ひとり親に対する就労支援：延16人） ①ハローワーク、ワークサポートたんばと連携した就労相談を実施した。（氷上地域：毎週木曜日、青垣地域：1回/月） ①要保護児童対策地域協議会を開催し、家庭の見守りや支援について連携し、早期発見、早期対応に取り組んだ。		経済的な困窮により、急な出費のための貯えがなく、光熱水費が払えないなどの課題を抱え、生活の安定を図れない家庭がある。地域や社会からの孤立を防ぎ、助けてほしいときに「助けて」と言える身近な相談窓口を充実させる必要がある。 民生委員・児童委員を含む地域住民による「気づき」が相談窓口につながるような仕組みと積極的なアウトリーチ活動が必要である。	関係する機関等と家庭の見守りや支援について連携を図り早期発見に努めるとともに、支援の必要な人に制度を確実につなげる生活面の支援を推進する。 すべての子どもが心豊かに生活が送れるよう、生活の基盤を安定的に確保するために、保護者に対する就労支援を行う。 子育てに係る経済的負担を軽減するとともに、各種手当の支給、医療費の助成など養育環境の確保に努める。 民生委員・児童委員に「福祉まるごと相談」や「子ども・若者サポートセンター」のチラシを配布、周知を行い、地域住民による「気づき」となり、地域住民と行政が連携して対応できる体制づくりに努める。

(5) 若者と社会をつなぐ支援		
施策の方向性	①ひきこもりの状態にある人に対する偏見等を解消するため、理解促進を図ります。	
	②ひきこもり等により社会との関係が築きづらく孤立しがちな子どもや若者と社会をつなぐ支援や居場所づくりの充実に取り組むとともに、相談窓口の周知に努めます。	
令和4年度 主な取組	課題	今後の取組・方向性
【人権啓発センター】 ①8050問題をテーマとした人権学習用DVD「カンパニウラの夢」を幅広く市民等に貸出し、住民人権学習等で利用してもらうことで、ひきこもりの状態にある人に対する偏見等の解消に努めた。	ひきこもりに関する問題を解消するためには、ひきこもり状態にある人に対する偏見等を解消することが不可欠であり、理解促進を図るための取組を続ける必要がある。	引き続き、人権学習用DVDの貸出や情報発信による啓発活動を行う。
【社会福祉課】 ①社会福祉協議会と協働し、民生委員児童委員連合会でひきこもりに対する理解を促進するための研修を行った。 ②かたくりの虹（オフ会）を年間2回、オープンカフェを年間2回行う等、他機関との連携や交流ができる機会を設けた。 ②子ども若者育成支援推進強調月間に子ども・若者サポートセンターの周知啓発を行うため街頭で普及活動を行った。 ②出張居場所、出張相談を実施し、センターまで来所できない利用者等ともつながることができた。 ②子ども・若者サポートセンターの利用者にアンケート調査を行い、居場所運営の充実につなげた。 ①②庁内連携会議を通し、庁内からのつながりや相談を受けやすい体制づくりに努めた。	ひきこもり者の社会とのかかわり方としては、つながりたくてもつながりにくい傾向にある。したがって実態が掴みにくいため、当事者へ情報が届きにくい状況にある。 地域の支援ネットワークを通じて、ひきこもり者が社会とつながる仕組づくりが必要である。 多機関で連携する体制をつくるため、関係機関を集めたネットワーク会議を開く必要がある。 教育分野との連携を行い、不登校の生徒に対し卒業後のフォローアップを行う必要がある。	周知啓発活動を継続する。 ひきこもり支援の民間団体等と連携し、研修会や連絡会を開き、ひきこもりに関する理解を深めていく。 多機関がつながる交流会を開催し、子ども・若者サポートセンターの情報提供を行い、つながる仕組をつくる。 重層的支援体制整備事業を推進し、地域から相談を受け、ひきこもり者に対してアウトリーチを行い、伴走的な支援を行うことができる体制を整える。 レインボー教室と連携し、不登校の生徒に対し卒業後フォローアップを行う。

(6) 青少年の健全な育成のための環境整備の推進		
施策の方向性	①社会全体で子どもや子育て家庭への理解を深め、市民や地域、関係団体、事業所、関係機関等と行政が連携して取り組みます。	
	②インターネットやSNSの利用拡大に伴うトラブルの増加を踏まえ、学校・家庭・地域が連携した情報モラル教育の充実を図ります。	
令和4年度 主な取組	課題	今後の取組・方向性
【子育て支援課】 ①子育てピアサポーターを25名委嘱し、子育てに悩みを持つ保護者にとって同じ目線に立った相談役として身近な存在となった。	ピアサポーターは、定期的に研修会を実施しスキルアップに努めるとともに存在の認知度を高める必要がある。 子育て学習センターは、日曜日を開館し支援体制を拡充する必要がある。	ピアサポーターの研修を年間2回開催する。 子育て学習センターと連携をとりながら認知度を高める。 子育て学習センターの日曜開館を試行し、開館日の方向性を決定する。
【学校教育課】 ②小学1年生から中学3年生までの携帯電話・スマートフォンの所持率について、アンケート調査を実施した。 ②GIGAスクール構想推進リーダー育成研修会を開催し、各校リーダーが校内研修を実施した。	年々所持率は増加しており、所持者の低年齢化が進んでいる。 小学校低学年からタブレット端末やネット利用についてのルール作りの必要性の理解やタブレット端末を適切に利用し、責任ある行動ができる指導が必要である。	IDやパスワードなどを他の人に教えないことや人の悪口を書き込まない等、情報モラルに関する授業を必ず実施する。また、小学4年生は、市教委発行の「子どものネット利用に関する家庭ルールブック」を使って情報モラルに関する授業を必ず実施する。 保護者を対象とした情報モラルに関する「豊かな心を育む講演会」を各校実施する。

4 高齢者の人権

(1) 高齢者の人権を尊重する意識啓発

施策の方向性	①高齢者がこれまで果たしてきた社会的役割の重要性を認識し、地域社会全体で高齢者とともに支えあいながら生きるという意識を持ち、高齢者が社会の重要な一員として尊重され、様々な社会活動に参加する機会が確保されるよう、高齢者の人権についての意識を高める啓発をすすめます。		
	令和4年度 主な取組	課題	今後の取組・方向性
	【介護保険課】 ①高齢者が「住み慣れた地域で自分らしい暮らし」を継続していくために、各地区において「支えあい推進会議」の設置をすすめ、高齢者の人権を意識した支えあい活動を展開すべく生活支援体制整備事業をすすめている。	「支えあい推進会議」が全地区設置の広がりをみせない状況にある。設置地区でも活動が停滞している地区がある。	「支えあい推進会議」が設置されていない地区でも支えあい活動が実施されているところもあり、高齢者の人権についての意識高揚とともに地域の自発的な活動を支援し「支えあい推進会議」の設置につなげていく。
	【人権啓発センター】 ①高齢者をテーマとした学習用DVDを幅広く市民等に貸出し、住民人権学習等で利用してもらうことで、高齢者の人権について意識を高める啓発をすすめた。	高齢者の人権について意識を高める取組を続ける必要がある。	引き続き、人権学習用DVDの貸出や情報発信による啓発活動を行う。

(2) 高齢者虐待の防止と権利擁護の推進

施策の方向性	①高齢者の権利利益の擁護に対する意識の向上を図ります。 ②高齢者虐待対策地域連絡会において、関係機関との意見交換を行い、見守りや対応のネットワークの強化を図ります。 ③成年後見制度の普及啓発及び利用の促進を図り、物事を判断する能力が不十分な人の権利を守るために体制を強化します。 ④権利侵害に対し、身近な地域の中で早期発見できる体制を構築するとともに、関係機関のネットワークを強化し、重層的な相談対応を図ります。 ⑤権利擁護支援センターを設置し、支援機関や専門職とのネットワークを構築し、一体的に支援できる体制を作ります。		
	令和4年度 主な取組	課題	今後の取組・方向性
	【介護保険課】 ①②④高齢者虐待対応における課題整理を行い、介護支援専門員との連携について各圏域の地域包括支援センターで勉強会を行った。 ①②④介護支援専門員を対象に「養護者による高齢者虐待」を中心テーマに、市・包括支援センターの対応と介護支援専門員との連携について研修会を実施した。 ①②④虐待の困難事例対応のため、高齢者虐待専門職チームの派遣を3回実施し、適切な権限行使の在り方と高齢者の権利擁護について、助言を受けながら対応を行った。 ③高齢者権利擁護相談を月1回実施、9件の相談（延べ26人）に助言を行った。成年後見制度の利用補助11件、市長申立て6件を行った。 ⑤丹波市権利擁護支援センターの設立延期を受け対応説明を行った。	全国的な施設虐待の増加から、養介護施設従事者等向け（市内介護サービス事業所）の高齢者虐待研修の実施等の対策が必要な状況である。	令和5年度初旬に示される国のマニュアルに沿って、丹波市版高齢者虐待対応マニュアルの修正を行う。 市内全ての介護保険事業所を対象に養介護施設従事者等による高齢者虐待の研修を実施する。
		権利擁護支援センターの設立に向け、ネットワーク機能の整備のため高齢者虐待・障がい者虐待に係る各協議会の調整が必要である。	令和5年度丹波市高齢者虐待対策地域連絡会にて権利擁護支援センターの設立に向けた協議会の在り方の変更について説明を行う。

(3) 認知症への理解の促進		
施策の方向性	①本人や周りの人が認知症と気づき、どこに相談をすればよいのかがわかるように、認知症に対する基礎的な情報とともに相談窓口の周知を行います。また、地域や学校、職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進するとともに、地域での見守りを更に強化し、認知症への理解の促進に努めます。	
	②高齢者等早期発見SOSシステムの利用促進や「高齢者あんしん見守り隊」の活動促進により、地域の見守り体制の充実を図ります。	
	③認知症の人やその家族が安心して暮らすため、情報を共有し、理解し合える場として「認知症カフェ」や「認知症介護者のつどい」を継続実施します。認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを支援します。	
令和4年度 主な取組		今後の取組・方向性
【介護保険課】 ①認知症サポーター養成講座を実施し、414名のサポーターを養成し、受講者は延べ13,980人になった。 ①養成講座受講者のうち、有志を募り座談会を2回実施し、認知症の当事者や家族をチームで支えるためにできることを話し合った。 ②SOSシステムへは新たに12名の登録があった。(年度末登録者合計57名) ③コロナ禍において、市内各圏域地域包括支援センター支援のもと、認知症カフェを実施した。また、東部エリアで新たに認知症カフェを立ち上げるための協力者を募り、令和5年度の実施に向けて準備を行った。 ③認知症介護者のつどいを実施した。		認知症カフェ等、認知症当事者がいるところに出向き、認知症当事者の声を集めている。そこから、丹波市の認知症施策、既存の事業が当事者のニーズに合っているかの検証を行い、事業を展開していく。

(4) 生きがい創造と安心して暮らせる環境づくり			
施策の方向性	①高齢者が培ってきた豊かな知識・経験を生かし、就業機会やボランティア活動、地域の支えあい活動など地域社会の担い手として活躍できる環境づくりを行います。		
	②老人クラブや地域の通いの場としての「いきいき百歳体操」など、介護予防の推進により地域のつながりづくりを支援します。		
	③高齢者が安全かつ安心して暮らすことができるよう、公共施設や道路などの安全対策・バリアフリー化を推進します。		
	④高齢者の外出機会と社会参加の拡大を図るとともに、介助や支援を必要とする方の日常生活や社会生活の支援のため、利用者のニーズを踏まえながら、高齢者の外出を支援します。		
令和4年度 主な取組		課題	今後の取組・方向性
【都市住宅課】 ③市営住宅の長寿命化改修工事により、住み良い環境をつくりだすとともに、アプローチが階段のみの団地についてはスロープを設置するなど、バリアフリー化をすすめ、高齢者が生活しやすい環境となるよう努めた。		古く、老朽化が進んでいる住宅が多く、バリアフリーに課題があるものも多い。また、外灯も設置時から水銀灯で、明るさが不十分であるなど、安全面でも課題がある住宅がある。	長寿命化改修工事に合わせてスロープ設置など、バリアフリー化に取り組むとともに、外灯のLED化工事を実施、安全な環境をつくるように取り組んでいく。
【介護保険課】 ①④高齢者が支えられる側としてだけではなく、支える側としても活躍できる場として「くらし応援隊」等の事業を生活支援体制整備事業としてすすめている。		「くらし応援隊」登録者が利用者の希望より少なく、マッチング出来ない事例がある。	「くらし応援隊」の登録者数を増加できるように養成講座を開催する。また、利用内容を精査し、自立支援を促進し、支援が必要な方に「くらし応援隊」をマッチングしていく。
②「いきいき百歳体操」の未設置地域にはたらきかけを行っており、以前のような設置増加率ではないが着実に設置数は増えている。		「いきいき百歳体操」については、設置数は増加しているが、参加率が低下している。	「いきいき百歳体操」については、新規設置のみならず、設置地区の参加者への継続支援等を検討する。
(5) 地域共生社会への取組			
施策の方向性	①相談支援にとどまらず、高齢者の社会とのつながりや社会への参加を支援する「参加支援」、地域における多様な活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」など重層的な支援体制の充実・推進を図ります。		
	②高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、市内全地区に「支えあい推進会議」を設置し、社会的孤立を生まない、豊かで多様なつながりのある地域づくりをすすめます。		
令和4年度 主な取組		課題	今後の取組・方向性
【介護保険課】 ①②「支えあい推進会議」の設置をすすめることで、「参加支援」や高齢者が地域で活躍できる場等の支えあい活動につながっていくよう生活支援体制整備事業をすすめている。		「支えあい推進会議」が全地区設置の広がりをみせない状況にある。設置地区でも活動が停滞している地区がある。	高齢者部門についても他部門と共に重層的支援体制整備に取り組んでいく。 地域の自発的な支えあい活動を支援し、「支えあい推進会議」の設置につなげていく。

5 障がいのある人の人権

(1) 障がいのある人の人権を尊重する教育・啓発の推進

施策の方向性	①障がいのあるなしにかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会の形成をめざし、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムを推進します。																	
	②小中学校で実施される障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための講座に講師を派遣する丹波市障がい者理解促進研修・啓発事業を活用し、義務教育期間中において障がいのある人等への理解や人権意識を醸成するための教育をすすめていきます。																	
	③障がいのある人への偏見や差別等をなくし、障がいや障がいのある人への理解を深めるため、「障害者週間」（12月3日～9日）の周知や障がいのことを知る出前講座の実施など、広報や啓発活動に努めます。																	
	④日常生活において障がいのある人と障がいのない人がふれあい、交流をすることによって、障がいについての理解を深め人権尊重の意識を高める活動を関係機関と連携して推進します。																	
	⑤「障害者差別解消法」や「丹波市丹(まごころ)の里手話言語条例」の趣旨や内容について、あらゆる場を通じて、市民に広く周知します。																	
<table><tr><th>令和4年度 主な取組</th><th>課題</th><th>今後の取組・方向性</th></tr><tr><td>【障がい福祉課】 ①②③⑤障がいについての理解を深める出前講座講師を学校に派遣するなど、福祉教育において理解促進に努めた（3回）。市内の小中学校に、出前講座について周知し、福祉教育における活用の促進を図った。</td><td>依頼があった学校に対しての講座開催となっているため、講座が開催できていない学校も多くある。</td><td>出前講座の周知を図り、より多くの学校での開催ができることをめざす。</td></tr><tr><td>③⑤障害者週間（12月3日から9日）に、障害福祉サービス事業所等の自主製品と障害福祉サービス事業所等の紹介チラシを市内公共施設の窓口を設置、市内の小学2年生と中学1年生、看護学校の学生を対象に配付し、啓発活動を実施した。</td><td>障がいの理解をすすめるきっかけとして、障害者週間を利用した啓発活動を継続して実施する必要がある。</td><td>引き続き障害者週間を利用した啓発活動を実施し、市民への障がいの理解が深まるよう活動する。</td></tr><tr><td>④ものづくりはっぴいステージなどのイベント等については、感染症対策をとったうえで開催し、障がいのある人の社会参加に努めた。（ものづくりはっぴいステージ2回）</td><td>ものづくりはっぴいステージを再開したが、自粛期間を経ての再開であるため、小規模な開催となっている。</td><td>参加事業所とも連携し、ものづくりはっぴいステージが以前の内容や規模になるよう取組をすすめる。</td></tr><tr><td>【学校教育課】 ②健康課と連携した特別支援に係る教育相談を年3回実施し、就学予定園児の保護者と面談した。就学についての不安や悩みに寄り添い、安心につながる支援の充実を図った。 ②小・中学校教職員、認定こども園職員を対象とした特別支援教育セミナーでは、臨床心理士である羽生五月氏を講師に迎え、オンライン講演会を実施し、インクルーシブ教育について理解を深めることができた。（参加者131名） ①②特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住する地域の小・中学校に置く副籍の導入に向け、特別支援学校で就学予定の保護者に対して説明会を実施し、副籍についての周知に努めた。また、居住地交流を推進するため、小・中学校の研修等でも副籍の周知や障がいや多様性の理解啓発に取り組んだ。</td><td>令和4年度から導入された「副籍」の取組が副籍校である小・中学校に十分周知されていない現状があり、特別支援学校との連携に改善の余地がある。</td><td>特別支援教育に関する研修等で小・中学校に「副籍」について周知を図る。 丹波市特別支援連携協議会を開催し、福祉、就労について各種機関と情報共有を図り、就学前から社会参加まで切れ目のない支援に取り組む。</td></tr></table>				令和4年度 主な取組	課題	今後の取組・方向性	【障がい福祉課】 ①②③⑤障がいについての理解を深める出前講座講師を学校に派遣するなど、福祉教育において理解促進に努めた（3回）。市内の小中学校に、出前講座について周知し、福祉教育における活用の促進を図った。	依頼があった学校に対しての講座開催となっているため、講座が開催できていない学校も多くある。	出前講座の周知を図り、より多くの学校での開催ができることをめざす。	③⑤障害者週間（12月3日から9日）に、障害福祉サービス事業所等の自主製品と障害福祉サービス事業所等の紹介チラシを市内公共施設の窓口を設置、市内の小学2年生と中学1年生、看護学校の学生を対象に配付し、啓発活動を実施した。	障がいの理解をすすめるきっかけとして、障害者週間を利用した啓発活動を継続して実施する必要がある。	引き続き障害者週間を利用した啓発活動を実施し、市民への障がいの理解が深まるよう活動する。	④ものづくりはっぴいステージなどのイベント等については、感染症対策をとったうえで開催し、障がいのある人の社会参加に努めた。（ものづくりはっぴいステージ2回）	ものづくりはっぴいステージを再開したが、自粛期間を経ての再開であるため、小規模な開催となっている。	参加事業所とも連携し、ものづくりはっぴいステージが以前の内容や規模になるよう取組をすすめる。	【学校教育課】 ②健康課と連携した特別支援に係る教育相談を年3回実施し、就学予定園児の保護者と面談した。就学についての不安や悩みに寄り添い、安心につながる支援の充実を図った。 ②小・中学校教職員、認定こども園職員を対象とした特別支援教育セミナーでは、臨床心理士である羽生五月氏を講師に迎え、オンライン講演会を実施し、インクルーシブ教育について理解を深めることができた。（参加者131名） ①②特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住する地域の小・中学校に置く副籍の導入に向け、特別支援学校で就学予定の保護者に対して説明会を実施し、副籍についての周知に努めた。また、居住地交流を推進するため、小・中学校の研修等でも副籍の周知や障がいや多様性の理解啓発に取り組んだ。	令和4年度から導入された「副籍」の取組が副籍校である小・中学校に十分周知されていない現状があり、特別支援学校との連携に改善の余地がある。	特別支援教育に関する研修等で小・中学校に「副籍」について周知を図る。 丹波市特別支援連携協議会を開催し、福祉、就労について各種機関と情報共有を図り、就学前から社会参加まで切れ目のない支援に取り組む。
令和4年度 主な取組	課題	今後の取組・方向性																
【障がい福祉課】 ①②③⑤障がいについての理解を深める出前講座講師を学校に派遣するなど、福祉教育において理解促進に努めた（3回）。市内の小中学校に、出前講座について周知し、福祉教育における活用の促進を図った。	依頼があった学校に対しての講座開催となっているため、講座が開催できていない学校も多くある。	出前講座の周知を図り、より多くの学校での開催ができることをめざす。																
③⑤障害者週間（12月3日から9日）に、障害福祉サービス事業所等の自主製品と障害福祉サービス事業所等の紹介チラシを市内公共施設の窓口を設置、市内の小学2年生と中学1年生、看護学校の学生を対象に配付し、啓発活動を実施した。	障がいの理解をすすめるきっかけとして、障害者週間を利用した啓発活動を継続して実施する必要がある。	引き続き障害者週間を利用した啓発活動を実施し、市民への障がいの理解が深まるよう活動する。																
④ものづくりはっぴいステージなどのイベント等については、感染症対策をとったうえで開催し、障がいのある人の社会参加に努めた。（ものづくりはっぴいステージ2回）	ものづくりはっぴいステージを再開したが、自粛期間を経ての再開であるため、小規模な開催となっている。	参加事業所とも連携し、ものづくりはっぴいステージが以前の内容や規模になるよう取組をすすめる。																
【学校教育課】 ②健康課と連携した特別支援に係る教育相談を年3回実施し、就学予定園児の保護者と面談した。就学についての不安や悩みに寄り添い、安心につながる支援の充実を図った。 ②小・中学校教職員、認定こども園職員を対象とした特別支援教育セミナーでは、臨床心理士である羽生五月氏を講師に迎え、オンライン講演会を実施し、インクルーシブ教育について理解を深めることができた。（参加者131名） ①②特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住する地域の小・中学校に置く副籍の導入に向け、特別支援学校で就学予定の保護者に対して説明会を実施し、副籍についての周知に努めた。また、居住地交流を推進するため、小・中学校の研修等でも副籍の周知や障がいや多様性の理解啓発に取り組んだ。	令和4年度から導入された「副籍」の取組が副籍校である小・中学校に十分周知されていない現状があり、特別支援学校との連携に改善の余地がある。	特別支援教育に関する研修等で小・中学校に「副籍」について周知を図る。 丹波市特別支援連携協議会を開催し、福祉、就労について各種機関と情報共有を図り、就学前から社会参加まで切れ目のない支援に取り組む。																

【人権啓発センター】 ①障がいのある人をテーマとした人権学習用DVDを幅広く市民等に貸出し、住民人権学習等で利用してもらうことで、障がいのある人への偏見や差別等をなくす啓発をすすめた。	障がいのある人の人権について意識を高める取組を続ける必要がある。	引き続き、人権学習用DVDの貸出や情報発信による啓発活動を行う。
--	---	---

(2) 企業等における障がいのある人への理解の促進

施策の方向性	①企業等に対して丹波市障がい者理解促進研修・啓発事業について周知し、企業等で実施される障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための講座に講師を派遣するなど、障がいのある人と企業等の双方が安心して雇用を継続できるよう支援します。		
	②丹波障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所等の関係機関とが連携し、障がいのある人が働きやすい職場環境づくりを行うよう企業等へ働きかけを行うことで、障がいのある人が活躍しやすい企業等を増やす取組をすすめていきます。		
令和4年度 主な取組		課題	今後の取組・方向性
【障がい福祉課】 ①②丹波市障害者雇用優良事業所に感謝状を贈呈した。（1事業所） ①②就労定着支援事業所の支援を提供することで、就労や生活を整え、就労の継続を支援した。		丹波市障害者雇用優良事業所の選定については、対象事業所が徐々に限られてきている状態である。 就労移行支援の利用人数は昨年度に前年度実績を下回った状態である。	障がいのある人の就労は、自ら望む生活の実現や自立した生活を送るために必要なため、企業の障害者雇用についての理解と促進を今後もすすめていく。 障がいのある人の就労移行が今後もすすむように、就労支援部会における協議や事業所との連携を継続する。

(3) 暮らしやすいまちづくりの推進

施策の方向性	①障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい環境整備を図るため、施設等のバリアフリー化を推進するとともに、すべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。		
	②建物などの物理的なバリアフリー化はもとより、就職機会の制限の撤廃などの制度的なバリアフリー化、障がいのある人の人権に配慮した接遇や情報の提供などの情報のバリアフリー化に努めるとともに、事業者に対してもバリアフリー化の推進について周知します。		
	③様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めるためにコミュニケーションをとり、支え合うことで、心のバリアを取り除き、地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組を関係機関と連携しながらすすめます。		
	④権利擁護支援センターを設置し、関係機関等と連携しながら、自ら意思を決定することに困難を抱える障がいのある人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、適切かつ丁寧な支援を実施するよう努めます。		
	令和4年度 主な取組	課題	今後の取組・方向性
	【障がい福祉課】 ②③「障がい」を知る出前講座や各種会議や研修会等で制度の冊子を配布し、差別解消や合理的配慮についての啓発に努めた。 ①②③合理的配慮の提供支援に係る助成事業により助成金を交付し理解促進に努めた（5件）。障がい者サポートマイスター制度（案）について、障がい者施策推進協議会就労支援部会において検討した。 ④権利擁護センター設立準備委員会での協議をふまえ権利擁護センターの設立に向けて、成年後見制度利用促進基本計画を推進するとともに、制度の利用が必要な方に対する相談支援を実施した。相談支援事業所や障がい福祉課において、成年後見制度の利用についての相談に対応した。	令和6年度からの事業所による合理的配慮の義務化に向けて、事業所や市民への周知を更にすすめる必要がある。	引き続き出前講座や研修会の開催を通じて、合理的配慮や障がいの理解をすすめていく。 障がい者サポートマイスター制度の本格実施により、事業所や市民への合理的配慮の理解と浸透をすすめる。

(4) 障がいのある人への虐待防止		
施策の方向性	①障がいのある人への虐待の防止や早期発見・早期対応を図るため、「丹波市障がい者虐待対策・障がい者差別解消支援地域連絡会」において、障がいのある人への虐待防止対策の検討、普及啓発、情報交換や研修などを行い、地域関係機関のネットワークの強化を図ります。	
	②虐待の早期発見に向けて、丹波市障がい者虐待防止センターの周知を図り、虐待の通報や届出に対する迅速かつ適切な対応に努めます。	
	③市内の障害福祉サービス事業所等が開催する障がいのある人への虐待防止に関する研修会等に講師を派遣し、障がいのある人への虐待防止に関する基礎知識、障がいのある人の権利擁護に関する啓発等を行います。	
令和4年度 主な取組		今後の取組・方向性
【障がい福祉課】 ①丹波市障がい者虐待対策・障がい者差別解消支援地域協議会において、差別解消に向けた方策や相談体制について協議を行い、関係機関との連携を深めた。（協議会2回） ②③障がい者虐待対策・差別解消支援地域協議会を通じて、早期発見や未然防止に向けた啓発に努めた。（虐待防止研修1回） ②③各種会議、研修等で制度の冊子を配布し啓発に努めた。 ②③障害者週間（12月3日から9日）を活用し、障がい者虐待の通報窓口について、チラシでの周知を行った。		引き続き虐待防止に関する取組をすすめるとともに、更なる障がいの理解促進を図り、障がいのある人が地域や施設で安心して生活できる環境の構築をめざす。

6 外国人の人権

(1) 外国人の人権を尊重する教育・啓発の推進

施策の方向性	①異文化理解や多文化共生の重要性についての認識を高め、異なる文化、生活習慣や価値観などの多様性を受け入れ、外国人が抱える問題等への理解を深め、互いに尊重する気持ちをはぐくむとともに、偏見や差別をなくすための教育・啓発を行います。		
	令和4年度 主な取組	課題	今後の取組・方向性
	【人権啓発センター】 ①日本語教室の運営、市内在住外国人と日本人の交流事業など、幅広い分野で多文化共生を推進している丹波市国際交流協会へ補助金を支出した。同協会は、11月20日に多文化共生講演会を開催し、市民を対象に多文化共生の重要性などについて啓発した。（参加者173人） ①広報たんば、人権啓発ラジオ番組「あなたに寄り添う心のハーモニー」にて外国人の人権について理解を促し、多文化共生の重要性について啓発した。	日本に入国する外国人の数は増加傾向にあり、言語、宗教、文化、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生している。本市においても外国人の数が増加しており、外国人の人権について理解を深め、人権が尊重される多文化共生社会の実現に向け、教育・啓発を続けていく必要がある。	今後、さらに見込まれる外国人の増加と定住化に対応し、様々な文化や多様性を認め合いながら、誰もが安心して暮らすことができ、外国人が地域社会に参画し、多様な担い手として活躍できる多文化共生社会を実現するための取組を推進する体系的な方針を定める。 引き続き、外国人の人権について教育・啓発を行う。

(2) 生活支援の充実

施策の方向性	①生活情報や行政情報など、必要な情報が外国人に届くよう、多言語での情報発信や、やさしい日本語の活用に努めるとともに、外国人が抱えている様々な問題に対する相談・支援体制の充実に努めます。		
	②日本語の習得を支援するため、丹波市国際交流協会や民間団体などと連携し、日本語教室などの学習機会の充実に向けた支援を行います。		
令和4年度 主な取組		課題	今後の取組・方向性
【人権啓発センター】 ①人権啓発センター及び社会福祉課の職員を相談員とした「外国人のための生活相談会」を11月20日、12月18日に開催した。（2件の相談）		「外国人のための生活相談会」については、タイミングが限られているため、外国人が相談しやすい環境づくりが必要である。	「生活支援」、「コミュニケーション支援」の充実を図り、多文化共生社会を実現するための取組を推進する体系的な方針を定める。
①庁内掲示板を通じてやさしい日本語の利用を促し、丹波市国際交流協会公式LINEから、外国人を対象とした行政情報等を発信した。（31件）		生活支援に係る情報が必要としている外国人へ届いているか不明であるため、やさしい日本語を活用することと並行して、外国人のニーズ把握等の調査を行う必要がある。	広報等により、やさしい日本語の普及を図るとともに、職員向けの「やさしい日本語研修」を実施する。
②同協会による日本語教室が毎週木曜日、春日住民センターで開催されている。		市内の日本語教室は、春日日本語教室1つであり、平日の夜にのみ開催している状況であることから、利便性が十分でない。	企業や外国人へ調査を行い、ニーズ把握をしたうえで、日本語を教える支援者の育成や市内の日本語教室の充実について検討する。

(3) 多文化共生社会の実現をめざす教育の推進			
施策 の 方 向 性	①日本語指導が必要な児童生徒に、基本的な日本語力が身に付くようにするとともに、外国人児童生徒語学指導者を派遣するなど、学校生活への適応を促す支援の提供を図ります。		
	②外国人幼児児童生徒などが自己実現を図ることができるよう支援するとともに、すべての子どもたちが共生の心を育成するため、子ども多文化共生教育の充実を図ります。		
令和4年度 主な取組		課題	今後の取組・方向性
【学校教育課】 ①外国人児童生徒語学指導者による支援を受けた学校 小学校：4校（4名） 中学校：3校（3名） ※保護者のみへの支援は含まれていない ※途中転出は含まれていない 個々に応じた支援を提供することができた。		突然の来日があった場合、兵庫県教育委員会へサポーターを申請するが、派遣となるまでに日数を要する場合がある。また、言語によっては対応できない場合もある。	活用可能な県事業等を周知するとともに、緊急対応として、自動翻訳機等の購入を検討する。
②市内小学校5、6年の希望者を対象に「多文化交流DAY」を実施し、ALTと一緒に、外国の文化に触れ、多様な価値観を知る中で、互いを尊重し、認めあおうとする心につながる学びの機会となった。		チラシによってのみの周知であるため、活動の楽しさが伝わりにくいところがあり、応募人数を増やすためには工夫が必要である。	学校を通じての募集としているが、前年度の取組を紹介するなど、広報等を含め、周知方法を工夫する。
(4) 多文化共生の地域づくり			
施策 の 方 向 性	①丹波市国際交流協会や民間団体などと連携し、外国人の社会参画や交流の取組をすすめるともに、様々な国の文化に対する地域における相互理解を促進します。		
令和4年度 主な取組		課題	今後の取組・方向性
【人権啓発センター】 ①丹波市国際交流協会が、多文化共生講演会や地域との交流事業を実施し、外国人と日本人の市民のつながりの場を提供している。		同協会が行っている地域との交流事業等の対象は、同協会が把握している外国人（約100人程）に限られているため、つながりを持つことができていない外国人が多く存在する。 外国人が地域住民とつながりを持ち、自治会など地域の活動に積極的に参加できるよう多文化共生を推進する必要がある。	地域における多文化共生の充実を図り、多文化共生社会を実現するための取組を推進する体系的な方針を定める。 同協会や民間団体などと連携して交流事業や各種講座を実施することで、外国人が日本人の市民とつながる機会をつくり、外国人の社会参画や交流の取組をすすめる。

(5) インターネットによる人権侵害やヘイトスピーチを許さない取組の推進		
施策の方向性	①全国的にはヘイトスピーチが街頭やインターネット上で行われていることから、インターネットを悪用した差別を助長する書き込みを監視する「インターネットモニタリング」を引き続き実施します。	
令和4年度 主な取組	課題	今後の取組・方向性
【人権啓発センター】 ①「丹波市インターネットモニタリングマニュアル」に基づき、差別を助長する書き込みを監視し、発見した場合、掲示板管理人等に削除要請を行った。 ①県内各市町で構成する人権担当者会議において、各サイトへの削除要請の方法や削除要請の判断基準などについて情報交換を行った。また、兵庫県人権啓発協会や先進的な取組を行っている尼崎市と情報交換を行った。	モニタリングでは、書き込みに違法性があるかどうかを判断することが必要となってくるが、その判断が難しい。掲示板管理人等への削除要請は、強制力が無く、差別的な書き込みであっても削除されない場合がある。 また、限られた時間の中で、インターネット上の書き込みをすべて見ることは不可能であり、モニタリングに関する職員のスキルの向上や情報の更新が必要である。	マニュアルに基づき、今後も差別的な書き込みの監視、削除の要請を続けていく。また、国、県や他市町の動向を確認しながら、効果的な取組について検討する。

7 インターネットによる人権侵害

(1) インターネットによる人権侵害の防止に向けた教育・啓発

施策の方向性	①個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解に加え、インターネットの特徴とその影響、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについての理解を深めるための教育・啓発の充実を図ります。		
	②学校においては、情報を正しく安全に利用するための情報リテラシーを深める教育を推進します。そして、有効活用の具体的方法や情報セキュリティの知識、ルールづくりの必要性などの理解を家庭と連携しながら図り、インターネットによる人権侵害などに対応する人権教育を推進します。		
令和4年度 主な取組		課題	今後の取組・方向性
【人権啓発センター】 ①人権啓発ラジオ番組「あなたに寄り添う心のハーモニー」の中でインターネットに関する人権問題をテーマに放送し、啓発を行った。		インターネットの普及により様々な情報に容易にアクセスできるようになっている中、インターネットを利用した人権侵犯事件は、増加傾向にある。インターネットの特徴や影響、個人の責任や情報モラル等について、啓発を行う必要がある。	差別を助長するような投稿など、人権に関わる様々な問題が発生しているため、今後も引き続き、啓発や教育を推進する。 令和5年度の人権講演会のテーマをインターネットによる人権侵害としており、人権侵害の防止に向けた教育・啓発を行う予定にしている。
【学校教育課】 ②GIGAスクール構想推進リーダー研修会（年4回）において、1人1台端末の推進を図るとともに、情報セキュリティや情報モラルの学習の充実について推進を図った。		各家庭でルールを決めている割合は増加しているが、2～3割の家庭がルールを決めていない。また、定期的にルールを見直すことができていない。	「わが家のスマホ・タブレットのルール」を募集し、家庭でのルールについて考える機会をつくる。また、ルールを周知することで、各家庭でルールを作る上での参考となる取組を実施する。 学校や市教委から、各家庭でのスマホ・タブレットのルール作りの必要性について啓発を行う。

(2) インターネットをめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

施策の方向性	①「インターネットモニタリング」を継続し、悪質な人権侵害事案については、表現の自由に配慮しつつ、法務局等の関係機関と連携を図りながら、プロバイダ等への削除要請など適切に対応します。		
令和4年度 主な取組		課題	今後の取組・方向性
【人権啓発センター】 ①「丹波市インターネットモニタリングマニュアル」に基づき、差別を助長する書き込みを監視し、発見した場合、掲示板管理人等に削除要請を行った。 ①県内各市町で構成する人権担当者会議において、各サイトへの削除要請の方法や削除要請の判断基準などについて情報交換を行った。また、兵庫県人権啓発協会や先進的な取組を行っている尼崎市と情報交換を行った。		モニタリングでは、書き込みに違法性があるかどうかを判断することが必要となってくるが、その判断が難しい。掲示板管理人等への削除要請は、強制力が無く、差別的な書き込みであっても削除されない場合がある。 また、限られた時間の中で、インターネット上の書き込みをすべて見ることは不可能であり、モニタリングに関する職員のスキルの向上や情報の更新が必要である。	マニュアルに基づき、今後も差別的な書き込みの監視、削除の要請を続けていく。また、国、県や他市町の動向を確認しながら、効果的な取組について検討する。

(3) 相談・支援の充実			
施策の方向性	①インターネットによる人権侵害や個人のプライバシーにかかわる問題に対して、相談窓口を周知するとともに、関係機関との連携により相談・支援に取り組みます。		
	令和4年度 主な取組	課題	今後の取組・方向性
	【人権啓発センター】 ①インターネットによる人権侵害や個人のプライバシーにかかわる問題に対して、相談窓口を市ホームページにより周知した。	インターネットによる人権侵害や個人のプライバシーにかかわる問題を身近なものとするためには、更なる広報啓発を続ける必要がある。	人権講演会などの際に、法務省が作成した相談・通報窓口を案内するリーフレットによる周知も引き続き検討する。

8 性的マイノリティの人権

(1) 性的マイノリティの人権に関する教育・啓発の推進

施策の方向性	①性的多様性に関する講演会やセミナーの開催、広報紙やホームページ等を活用した啓発活動に努め、家庭や職場、地域において、性の多様性が理解される取組を推進します。		
	令和4年度 主な取組	課題	今後の取組・方向性
	【人権啓発センター】 ①市職員の全管理職及び各係1名を対象に、性的マイノリティの人権研修を実施し、性の多様性や性的マイノリティの人権について正しく理解し、人権問題の知識を備えることができた。（アンケートで、「知識や理解が深まった・概ね深まった」との回答者98.5%） ①「丹（まごころ）の里人権のつどい」において、性的マイノリティの人権をテーマとした講演（トーク&ライブ）を開催し、広く市民に啓発することができた。（来場者253人） ①上記人権のつどいの会場でパネル展を同時開催し、市民の性の多様性や性的マイノリティの人権について学びが深まった。	性的マイノリティは、周囲の無関心や偏見により、生きづらさを抱えて暮らしている状況にある。性の多様性についてさらに理解促進を深めるため、市職員をはじめ、市民や事業者等に学習機会を提供し、工夫して周知する必要がある。	市職員が性の多様性について理解できるよう、職員研修の実施に取り組む。 地域や職場など身近な場で学習できる機会が創出できるよう、性的マイノリティの人権に関する出前講座を実施する。 広報紙の記事掲載や市民向けの啓発パンフレット作成、パネル展の実施など、多くの人の目に触れる啓発を行っていく。

(2) 性的マイノリティに寄り添った支援体制づくり

施策の方向性	①性的マイノリティの不安や悩みを解消するため、相談対応等支援に努めます。 ②公文書等における性別記載の調査を実施し、法令等の制約がない文書については、見直しをすすめます。 ③パートナーシップ宣誓制度の導入に向けて調査・研究をします。		
	令和4年度 主な取組	課題	今後の取組・方向性
	【人権啓発センター】 ①専門相談窓口の周知をホームページで行った。	性的マイノリティは様々な課題や悩みに直面しており、市民向けの専門的な相談窓口の設置が必要である。	市の専門相談窓口の設置を検討するとともに、協定を締結した連携自治体の協力のもと、他の相談窓口も合わせて周知する。
	②公文書等における性別記載欄の見直しに関する通知を庁内全部宛てに発出し、必要性について精査し、国や県の定めがあるものや統計上必要なもの等を除き見直しに努めた。 結果、削除可能な様式のうち、既に削除済みとしたもののほか、例規修正後または様式在庫利用後、システム改修が必要などの理由により、令和5年度上半期で対応となった。（但し、1件はシステム改修時期により、下半期対応）	性別記載欄の必要性について、継続的に確認・見直し必要がある。	新たに申請・交付書類等を作成する際には、引き続き性別記載欄の必要性について精査する。
	③パートナーシップ宣誓制度の導入について協議をすすめ、令和5年4月1日から「丹波市パートナーシップ宣誓制度」を開始した。また、同時に、阪神丹波9市1町による「パートナーシップ宣誓制度に係る連携協定」を締結した。	パートナーシップ宣誓制度の開始を一つのきっかけとして、性の多様性や性的マイノリティの人権への理解が深まり、誰もが自分らしく生きることができるようになることが必要である。	連携自治体とも情報交換・協力しながら、理解促進を図る。

(3) 学校における性的マイノリティの理解促進		
施策の方向性	①教職員が性の多様性に対する正しい理解を深め、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進します。	
	②児童生徒が性的マイノリティの人権にかかわる認識を深めることができる学習を行い、一人ひとりの生き方やあり方を尊重し、認め合う心を醸成します	
令和4年度 主な取組		今後の取組・方向性
【学校教育課】 ①「多様な性」に対する正しい理解について、最新の情報に更新するため、校内研修資料が改訂されたことを含め、活用に向けて周知を行った。 ※各校の研修において、人権教育関係資料『「多様な性」に対する正しい理解のために』を活用した割合 小学校：62% 中学校：83% ①教職員が研修することで、理解を深めるとともに、対応方法への共通理解につなげることができた。 ②教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間において、「多様な性」に関する学習を深めることができた。 ※教科等で「多様な性」について取り組んだ学校の割合 小学校：100% 中学校：83%		丹波市人権教育研修会において、教職員が新たな課題についても学習できるよう取組をすすめる。 研修資料等を教職員ポータルサイトから接続できるようにすることで、教職員の自己研修の充実を図る。 すべての児童生徒の人権が尊重され、個性が大切にされるよう引き続き学習に取り組む。

9 その他の人権課題

(1) 感染症患者等の人権

施策の方向性	①H I V感染症やハンセン病に関する広報活動を通じて、H I V患者やハンセン病患者に対する偏見や差別意識を解消し、患者や家族等への理解を深める啓発を行います。		
	②新型コロナウイルス感染症に関する基本情報や感染予防対策、相談窓口を周知し、偏見・差別等の防止に向けた啓発に取り組みます。		
令和4年度 主な取組		課題	今後の取組・方向性
【人権啓発センター】 ①ハンセン病患者に対する偏見や差別意識を解消し、患者や家族等への理解が深まるよう「感染症と人権」をテーマに人権講演会を開催した。（映画「あん」上映とドリアン助川さんによる講演会。参加者180人） アンケート結果では、人権についての関心や理解が深まったと回答した割合が97.3%となった。 ①上記講演会に合わせ、ライフピアいちじまロビーにて、ハンセン病問題啓発パネル展を開催した。 ②令和2年度に作成した新型コロナウイルス感染症に関するチラシ「こころの感染を防ごう」を引き続き配布した。		誤った知識や思い込みにより、H I V感染症やハンセン病等の患者に対する偏見や差別が生まれ、患者・元患者、その家族などに関する様々な人権問題が生じている。正しく知ることによる、偏見や差別意識の解消が必要である。	新型コロナウイルス感染症のように、今後、新たな感染症が流行した際、感染症患者やその家族等への差別や偏見が生じないよう、また、現在も生じているH I V患者やハンセン病患者等に対する偏見や差別意識を解消するため、継続して啓発活動を行う。

(2) 東日本大震災をはじめ災害に伴う人権問題

施策の方向性	①災害に伴って起きる様々な人権侵害の発生を防止するため、広域避難等に関する市民の関心と認識を深めていくための啓発を行います。		
	②災害発生時には、救援物資の手配や避難所の設置・運営等において、女性や要配慮者などに配慮した取組を行います。		
令和4年度 主な取組		課題	今後の取組・方向性
【人権啓発センター】 ①②男女共同参画など多様な視点で避難所を運営するための講座を開催した。また、自治会で開催される避難所運営のための研修会に講師を紹介した。		平常時に非常時のことを考えておくとともに、男女共同参画や多様な視点を入れるという啓発が必要である。	男女共同参画の視点から見る防災について、ホームページ等を活用し啓発する。

(3) アイヌの人々の人権

施策の方向性	①アイヌの歴史や文化を正しく理解し、アイヌの人々に対する偏見や差別を解消していくための啓発を推進します。		
令和4年度 主な取組		課題	今後の取組・方向性
【人権啓発センター】 ①アイヌの人々に対する偏見や差別を解消していくため、ポスターの掲示による啓発を行った。		アイヌの人々に対する偏見や差別を解消するために、アイヌの歴史や文化の正しい理解を図るための取組を続ける必要がある。	アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消するため、継続して啓発活動を行う。

(4) 刑を終えて出所した人の人権			
施策の方向性	①刑を終えて出所した人等に対する偏見・差別をなくし、これらの人の円滑な社会復帰を促すため、街頭啓発や作文コンテスト等の啓発活動を行うとともに、関係者・関係団体と協力しながら引き続き更生保護活動に取り組みます。		
令和4年度 主な取組		課題	今後の取組・方向性
【人権啓発センター】 ①“社会を明るくする運動”として丹波保護区保護司会丹波分会や丹波地区更生保護女性会と協力し、啓発活動を行った。 (主な活動内容) のぼり旗・懸垂幕等の掲出 商業施設での街頭一斉行動(7/1) 学校訪問と各地区啓発活動 作文コンテスト(応募作品117名) 公開ケース研究会(7/22)		刑を終えて出所した人は、周囲の根強い偏見や悪意のある噂などのため、就職や入居など基本的な生活基盤を築くことが難しく、本人に更生意欲があっても、社会復帰をすることが困難な状況にある。また、本人だけでなく、その家族も差別や偏見にさらされることがあるため、偏見や差別意識の解消に向けて取り組む必要がある。	“社会を明るくする運動”の強調月間である7月を中心に、関係団体と協力しながら、偏見や差別意識を解消し、社会復帰しやすい環境づくりを推進するための啓発活動を継続して行う。
(5) 犯罪被害者の人権			
施策の方向性	①犯罪被害者等の人権について広報・啓発し、犯罪被害者等の置かれている状況について、市民の理解が得られるよう周知します。		
令和4年度 主な取組		課題	今後の取組・方向性
【くらしの安全課】 ①丹波市犯罪被害者等支援条例に基づく傷害支援金、遺族支援金制度を引き続き運用した。 (令和4年度の支給実績なし) 【人権啓発センター】 ①市民が住民人権学習を実施するにあたり、犯罪被害者の人権について理解を深めてもらうため、「ひょうご人権ジャーナル きずな」(兵庫県人権啓発協会作成)や「人権ライブラリー」(公財人権教育啓発推進センター作成)の活用を周知した。		犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって身体的・精神的・経済的に苦しめられるだけでなく、捜査や裁判過程における精神的・時間的負担にも苦しんでいる。 犯罪被害者の人権に関する問題については、市民への周知が進んでいない状況であるため、広報啓発が必要である。	犯罪被害者やその家族の人権への配慮と保護に対する社会的関心を高めるために、犯罪被害にあった際に置かれる状況について正しく理解し、被害者の視点で支えていくための啓発活動を実施する。

(6) ホームレスの人々の人権			
施策の方向性	①市民がホームレスの人々の置かれている状況や自立支援の必要性について理解し、ホームレスの人々に対する偏見や差別をなくす啓発に取り組みます。		
令和4年度 主な取組		課題	今後の取組・方向性
【社会福祉課】 ①生活保護や福祉まるごと相談窓口において、住居を失った（車中泊生活等を含む）又は失うおそれがある方に対して、住居確保給付金、一時生活支援事業及びその他制度の活用を行い、住居の確保を前提として最低限度の生活ができるように寄り添った支援を行った。 ①市内の公園、橋の下などホームレス生活者が起居している可能性がある場所へ定期的に出向き、ホームレス生活者の有無について確認を行った。 参考：「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。（ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法より）		地域社会とのあつれきが生じないように、地域社会の理解と協力が必要である。 ホームレス生活者が健康で文化的な生活が送れるように、雇用、就業、住居、保健及び医療の確保が必要である。 ホームレス生活者及び生活困窮者（ホームレスになる可能性が高い方）を困りごとや問題を相談できる窓口につなげる必要がある。	個別相談においてホームレスに対する偏見や差別となる言葉があった場合、ホームレス生活者に対して正しい理解ができるよう説明を行う。 福祉まるごと相談など、相談窓口の周知啓発を行うため、ホームレス生活者が起居している可能性がある場合アウトリーチを行い相談窓口のチラシを渡す。 ホームレス生活者があった場合、相談窓口や支援につなげるよう、ホームレス生活者が起居している可能性がある場合へ引き続き定期的にアウトリーチを行う。
(7) 拉致被害者等の人権			
施策の方向性	①12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」において、パネル展を開催するなど、拉致問題への関心と理解を深める啓発に取り組みます。		
令和4年度 主な取組		課題	今後の取組・方向性
【人権啓発センター】 ①「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に合わせ、12月10日から12月18日まで、青垣住民センターにて「北朝鮮人権侵害問題啓発パネル展」を開催した。 ①同啓発週間において、株式会社タンパンベルグに協力を依頼し、「ブルーリボンライトアップ」と称し、丹波ゆめタウン店舗にて啓発のシンボルカラーである青色を基調とするライトアップを実施した。		北朝鮮当局により、1970年代～1980年代に多くの日本人が拉致されたこの人権侵害問題については、一部の被害者は未だ拉致されたままである。本市においても拉致の可能性を排除できない方がおられるが、そのご家族も高齢となっている状況であることから、この問題を風化させないよう、また、一刻も早い拉致被害者の帰国を願い、啓発活動続ける必要がある。	12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」において、パネル展の開催や拉致の可能性を排除できない方のご家族の思い等を形（チラシやパネルなど）に残し、拉致問題への関心と理解を深める啓発に取り組む。
(8) 人身取引			
施策の方向性	①人身取引の実態を知り、人身取引が遠い国の話ではなく、日本でも発生している身近な問題であるという認識を市民が深めることができるよう、国や県と連携し啓発します。		
令和4年度 主な取組		課題	今後の取組・方向性
【人権啓発センター】 ①内閣府男女共同参画局が作成している人身取引対策ポスター・リーフレットにより、広報啓発活動に取り組んだ。		人身取引に関する問題については、市民への周知が進んでいない状況であるため、広報啓発を続ける必要がある。	国や県と連携しながら、引き続き、人身取引（性的サービスや労働の強要等）の根絶に向けた広報啓発活動を実施する。

(9) 様々な人権		
施策の方向性	①【個人情報の保護】「本人通知制度」について、引き続き、広報紙やホームページ等により広く周知し、不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ります。	
	②【個人情報の保護】市職員の研修を実施し、情報セキュリティ知識の習得や人権意識・情報モラル意識の高揚を図ります。	
	③【職場における人権問題】ハラスメントを防止し、人権が尊重される職場づくりや企業活動を推進するため、事業所に対する啓発を推進するとともに、家庭、地域などでの正しい認識の普及と啓発にも努めます。	
令和4年度 主な取組		今後の取組・方向性
【市民課】 ①戸籍謄本等の不正請求の抑止及び不正取得による個人の権利侵害の防止を図るため、証明書用窓口封筒（市民課、税務課、各支所において使用）への制度掲載、市広報紙への掲載（12月号）、市ホームページへの掲載（制度、申請書様式を含む）を行い、本人通知制度の周知に努めた。 令和4年度においては、24件の新規登録があり、総登録数は870件となった。		引き続き、市広報紙、ホームページへの掲載や窓口封筒への制度掲載を継続し、市民の目に触れる機会を増やす。 制度周知の強化期間を設けたうえで、制度に係るチラシを作成し、証明窓口において積極的に配布するなど制度周知を図る取組を強化する。
【総合政策課】 ②情報セキュリティを保つため、新入職員に対し、情報セキュリティ研修を行うとともに、全職員に対し、情報セキュリティに関するオンライン研修を実施した。		引き続き、新入職員をはじめ、市職員に対し、情報セキュリティ研修を行う。
【商工振興課】 ③職場内におけるハラスメント研修について、講師の招へいに伴う費用の一部を補助した。		パワーハラスメントは、メンタルヘルスにも影響し、ひいては自死にも至ることもあるため、職場内研修の開催の普及啓発に努める。
【人権啓発センター】 ①本人通知制度について、人権講演会や研修会において制度周知のチラシの配布を行った。		引き続き講演会などの機会において制度周知のチラシを配布するなど啓発に努める。
③広報紙やホームページ、FM805を通じて、ハラスメント防止についての周知を行った。 ③企業・事業所等が実施する自主的な人権学習に講師を派遣した。（1事業所）		あらゆる機会を通じて広報し、ハラスメント防止の啓発に努める。 市内事業所向けに発行されている「中小企業支援ハンドブック」に人権研修講師派遣制度について新たに掲載するなどし、制度周知を図る。

10 人権全般

令和4年度 主な取組	課題	今後の取組・方向性
【人権啓発センター】 ●人権啓発ラジオ番組の放送 ・身近な学習ツールとして、様々な人権課題や市が実施する事業の情報をラジオ放送を通じ発信した。また、聞き逃した方にも学習していただけるように、原稿を市ホームページに掲載した。（番組名：あなたに寄り添う 心のハーモニー、月～土曜日、週6回、1回5分、年間30週放送）	効果把握するのが難しいが、番組自体の周知を幅広い媒体で行う必要がある。	広報紙や市ホームページを活用し、人権啓発ラジオ番組の周知を図る。
【人権啓発センター】 ●人権コラム「じんけんのとびら」による啓発 ・様々な人権課題について市民の方に伝えるため、広報たんばの人権コラム「じんけんのとびら」を毎月掲載した。	人権を身近に感じていただくような内容を取り上げる必要がある。	引き続き、身近な広報紙面上に、コラムを掲載する。
【人権啓発センター】 ●人権講演会の開催 ・一人ひとりの市民がさまざまな人権問題について、正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚を図るため、「人権文化をすすめる市民運動」推進強調月間の8月に合わせて開催した。 「感染症と人権」をテーマに、映画「あん」上映と講師ドリアン助川さんによる講演会。参加者180人。アンケート結果では、人権についての関心や理解が深まったと回答した割合 97.3%となった。	より多くの市民が参加され、人権に関する理解が深まるよう内容の充実を図る必要がある。	「インターネットによる人権侵害」をテーマに講演会を実施する。
【人権啓発センター】 ●「丹（まごころ）の里 人権のつどい」の開催 ・12月の人権週間に合わせて、市、市教委、市同教、神戸地方法務局柏原支局、人権擁護委員協議会等の関係団体との共催で開催した。 中学生人権作文朗読、人権活動事例報告、悠以さん（シンガーソングライター）によるトーク&コンサート「自分らしく生きる」を実施した。参加者253人。参加者の81%が、「人権についての関心や理解が大変深まった・深まった」と回答した。	より多くの市民が参加され、人権に関する理解が深まるよう内容の充実を図る必要がある。	各団体と連携し、内容の充実を図りながら、「丹の里 人権のつどい」を12月に実施する。
【人権啓発センター】 ●人権の花運動 ・柏原人権擁護委員協議会の各委員と連携協力し、市内小学校児童を対象に人権の花運動を実施した。花を育てることを通じ、命の大切さや人権尊重について理解を深めることができた。（5校で実施）	実施小学校からの報告書による感想・結果を踏まえながら実施する必要がある。	引き続き、人権擁護委員と協力し、事業実施を行う。

【人権啓発センター】 ●住民人権学習推進員と支援者への支援 ・市民主体の住民人権学習を推進するため、住民人権学習推進員と支援者を対象に研修会を開催し、住民人権学習会の目的や推進員の役割、学習会の手法などについて説明を行った。 特に、新型コロナウイルス感染症の影響がある中、新しい生活様式に対応し、前向きに地域で取組ができるように、相談対応や様々な学習ツール、取組事例を紹介した。 ・自治会からの依頼に応じて、住民人権学習支援者が住民人権学習会に参画し、学習会の支援を行った。	住民人権学習会は、市民にとって身近な地域で人権について学ぶ機会となっているため、継続して、地域における学習機会の提供をすすめることが重要である。 住民人権学習推進員の活動に対する支援を行い、地域における学習機会の充実を図ることが必要である。	住民人権学習推進員からの相談に対応し、新たに「住民人権学習のすすめ方ガイドブック」を作成し配布するなどして、主体的に住民人権学習会が実施できるよう継続して支援する。
【人権啓発センター】 ●地域人権教育事業の実施 ・地域の人権課題や人権意識の高揚を図るため、学校における人権教育の取組と連携しつつ、「地域人権教育事業」を実施した。講師による学習会や現地学習、文化祭などでの発表を行った。（7中学校区、参加者254人）	新型コロナウイルス感染症の影響で事業中止・規模縮小が続いていたが、人権についての正しい知識の習得と人権意識を高める機会となっているため、内容の充実と工夫が必要である。	担当者会で各校区の実施事例や手法などの情報を共有し、適正な事業執行に努めるとともに、より充実した内容となるようすすめる。（市内6中学校区での事業実施）
【人権啓発センター】 ●中学校人権学習交流集会の開催 ・市内の中学生が一堂に会して、他校生と交流する中学校人権学習交流集会を開催した。人権について学習を深め人権意識の高揚を図ることができた。（参加者66人）	新型コロナウイルス感染症の影響で事業中止・規模縮小が続いていたが、人権についての正しい知識の習得と人権意識を高める機会となっているため、引き続き内容の充実と工夫が必要である。	学校と連携し、引き続き事業実施に取り組む。
【人権啓発センター】 ●人権標語の募集と人権パネル展 ・子どもたちが様々な人権課題を考え、人権尊重の重要性や必要性について理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけるために、市内の小学5・6年生及び中学生を対象に人権に関する標語を募集し、優秀な作品について表彰を行った。応募作品235作品。 ・商業施設（丹波ゆめタウン）で人権パネル展を行い、応募作品の展示を行った。作品展示を通して広く市民に人権啓発をする機会となった。	効果的な人権尊重意識の啓発が今後も実施されるよう、さらに内容を充実させる必要がある。	引き続き、学校を通じて作品募集を行い、入賞作品の決定、表彰を行う。 商業施設での作品展示も継続し、広く市民への人権尊重意識の啓発に努める。
【人権啓発センター】 ●啓発資料（DVD）の貸出 ・様々な人権問題への理解を深めていただくために、人権にかかわる啓発DVDを貸し出し、住民人権学習会や職場での学習を推進した。	様々な人権課題に対応した教材を収集するとともに、貸出について周知広報する必要がある。	住民人権学習推進員研修会での周知や、ホームページや広報紙を通じて、貸出事業のことをPRし、市民の主体的な人権学習の機会を提供する。

【人権啓発センター】 ●平和推進事業 ・8月6日、9日の広島・長崎への原爆投下、15日の終戦記念日に合わせ、「ヒロシマ・ナガサキ原爆写真パネル展」を実施した。（7/30～8/15、山南住民センター）	戦争は最大の人権侵害であり、恒久平和の実現を願い、多くの市民に戦争の悲惨さや平和の尊さなどを伝える取組が必要である。	引き続き写真パネル展を実施するとともに、被爆体験伝承講話を開催し、関心と理解を深める市民への啓発に取り組む。
【人権啓発センター】 ●人権に関する相談・支援の充実 ・人権に関わる相談や生活上の相談に応じる隣保館総合生活相談を開催した。常設以外に、各住民センター等での出張による相談も行い、必要に応じて関係部署と連携しながら、適切な助言指導を行った。（相談件数：50件） ・人権に関する様々な相談窓口について、市関係の情報だけでなく、県・法務局なども含め、広報紙で周知するとともに、一覧を市ホームページに掲載した。また、各種事業やイベントを通じ周知した。	複雑・多様化する相談内容に対応する必要がある。 市民にとって身近な相談窓口となるよう広報していく必要がある。	複合的な相談に対応するため、連携して対応していくとともに、相談者にとって分かりやすい窓口の案内を行っていく。